

副本

令和4年（行コ）第250号 新型コロナウイルスワクチン特例承認取消等請求控訴事件

控訴人 大橋真ほか1名

被控訴人 国

答 弁 書

令和4年11月30日



東京高等裁判所第5民事部 御中

被控訴人指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号






九段第2合同庁舎






東京法務局訟務部（送達場所：別紙のとおり）

部	付	笠	間	那	未	果	
部	付	大	須	賀	謙	十	
訟	務	官	竹	澤	重	幸	
法	務	事	務	官	秋	元	彩


〒100-8916 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

厚生労働省健康局結核感染症課








課	長	補	佐	笹	淵	美	香	
課	長	補	佐	水	谷	公	祐	
課	長	補	佐	渡	邊	智	之	
課	長	補	佐	室		大	輔	
課	長	補	佐	衣	川		敬	

係	長	堀	俊太郎	
主	査	大嶋	寿海	
主	査	相澤	一樹	
係	員	西倉	龍之助	
係	員	中村	桂	






厚生労働省健康局結核感染症課エイズ対策推進室

室	長	杉原	淳	
---	---	----	---	---

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

室長補佐	伏木	崇人	
法務指導官	小池	晟	
評価分析専門官	井本	成昭	
主査	入澤	優	
主査	島田	将広	
訟務専門官	川田	一夫	
訟務専門官	山本	陽介	

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

課長補佐	松倉	裕二	
審査調整官	東	雄一郎	
主査	陣内	凱	
主査	湯本	貴文	
係員	竹崎	祐喜	

〒100-8968 東京都千代田区永田町一丁目6番1号

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

内閣参事官	谷	直哉	
内閣事務官	藤野	武広	

内閣事務官

渡 邊 和

敬

内閣事務官

久 保 裕

美

内閣事務官

武 智

翼

内閣事務官

佐 藤

駿



被控訴人は、本書面において、控訴人らの令和4年8月12日付け控訴状記載の控訴の趣旨(ただし、同年9月30日付け「控訴の趣旨変更申立書」及び同年10月11日付け「控訴の趣旨変更申立書(2)」(以下、単にそれぞれ「控訴の趣旨変更申立書」及び「控訴の趣旨変更申立書(2)」という。))による拡張後のもの)に対し、答弁するとともに、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほかは、原判決の例により、原判決にないものについては、被控訴人の原審準備書面の例による。

第1 控訴の趣旨(ただし、控訴の趣旨変更申立書及び控訴の趣旨変更申立書(2)による拡張後のもの。以下同じ。)に対する答弁

被控訴人は、控訴人らが控訴の趣旨変更申立書及び控訴の趣旨変更申立書(2)による拡張後の控訴の趣旨(控訴の趣旨変更申立書(2)記載の「控訴の趣旨」)について、

主位的請求として

- ・控訴の趣旨第5項(1)④ないし⑦について公法上の法律関係に関する訴訟(行訴法4条後段)

予備的請求として

- ・控訴の趣旨第2項(2)、第3項(2)、第7項、第11項及び第12項について無効等確認の訴え(行訴法3条4項)
- ・控訴の趣旨第5項(2)①ないし⑦について公法上の法律関係に関する訴訟(行訴法4条後段)及び無効等確認の訴え(行訴法3条4項)

を、それぞれ追加的に変更するものであると解した上で、拡張後の控訴の趣旨に対し、以下のとおり答弁する。

- 1 本件控訴を棄却する
- 2 控訴人らが当審において追加した主位的請求に係る訴えをいずれも却下する

- 3 控訴人らが当審において追加した予備的請求に係る訴えをいずれも却下する
- 4 当審における訴訟費用は控訴人らの負担とする
との判決を求める。

第2 はじめに

本件訴えのうち、原審の請求の趣旨第1項ないし第11項及び第13項に係る訴え(予備的請求を含む。)が不適法であり却下すべきこと及びその余の請求については、棄却すべきであることは、被控訴人が原審口頭弁論において主張したとおりであるところ、原判決は、原審の請求の趣旨第1項ないし第11項及び第13項に係る訴え(予備的請求を含む。)は不適法であるとしていずれも却下し、その余の請求をいずれも棄却したものであって、この判断はもとより正当なものである。

これに対し、控訴人らは、令和4年9月30日付け控訴理由書において、原判決の判断に誤りがある旨を主張するが、その主張は、いずれも、原審における主張を繰り返すもの、又は独自の見解に基づき原判決を論難するものにすぎず、これらに理由がないことは、原審における被控訴人の主張及び原判決の判示から明らかである。

また、控訴人らは、控訴の趣旨変更申立書及び控訴の趣旨変更申立書(2)において、新たな請求を追加しているが、これらの請求に係る控訴人らの主張についても、以下述べるとおりいずれも理由がない。

第3 控訴審で追加された控訴の趣旨に理由がないこと

- 1 控訴審において主位的請求として新たに追加された控訴の趣旨第5項(1)④ないし⑦に係る訴えについて
 - (1) 控訴の趣旨第5項に係る訴えの概要

(控訴の趣旨第5項(1)①ないし③に係る訴えに相当する)原審における請求の趣旨第4項に係る訴え(以下、原審における請求の趣旨については、原判決の「第1 請求」(原判決1ないし4ページ)に記載されている表記に基づいて記載する。)は、行訴法4条後段の実質的当事者訴訟であり、控訴人らが有すると主張する薬機法14条の3に基づいて行われた請求の趣旨第4項①ないし③記載の本件各特例承認につき、同法75条の3に基づく承認の取消しをしよう求めることのできる公法上の給付請求権に基づく給付の訴えであったところ、控訴人らは、更に控訴の趣旨第5項(1)④ないし⑦記載の特例承認についても、追加してその取消しを求めるものである。

(2) 控訴審において主位的請求として新たに追加された控訴の趣旨第5項(1)④ないし⑦に係る訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらず、また、取消訴訟の排他的管轄に抵触し、不適法であること

被控訴人原審準備書面(1)(8ないし10ページ)で述べたとおり、行政事件を含む民事事件において裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すなわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる(最高裁判所昭和56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443ページ参照)。

この点、原判決は、(控訴の趣旨第5項(1)①ないし③に係る訴えに相当する)原審における請求の趣旨第4項に係る訴えについて、「原告らの主張自体、原告らを含む全国民がワクチン接種による健康と生活等に対する被害を受けないためというものであり、原告らがいう被害も結局のところ国民全体の権利侵害や不利益をいうものであって、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。したがって、上記訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に

該当せず、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、不適法である。」と判示し、却下した(原判決34ページ)。原判決の同判示は、控訴審において追加された控訴の趣旨第5項(1)④ないし⑦に係る訴えについても同様に妥当する。したがって、同訴えは裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当せず、不適法である。

また、被控訴人が原審準備書面(1)で述べたとおり(22及び23ページ)、薬機法14条の3に基づく厚生労働大臣の特例承認の取消しは、取消訴訟(行訴法3条2項、3項)でしか求めることはできないから、実質的当事者訴訟(同法4条後段)としてかかる特例承認の取消しを求める控訴の趣旨第5項(1)に係る訴えは、取消訴訟の排他的管轄に抵触するものであり、不適法である。

したがって、控訴の趣旨第5項(1)④ないし⑦に係る訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらない不適法な訴えであり、また、取消訴訟の排他的管轄に抵触する不適法な訴えであるから、速やかに却下されるべきである。

2 控訴審において予備的請求として新たに追加された控訴の趣旨第2項(2)、第3項(2)、第7項、第11項及び第12項に係る訴えについて

(1) 控訴審において予備的請求として新たに追加された控訴の趣旨第2項(2)、第3項(2)、第7項、第11項及び第12項に係る訴えの概要

控訴人らは、控訴の趣旨第2項(2)、第3項(2)、第7項、第11項及び第12項について、いずれも原審における請求の趣旨第1項(2)(予備的請求)に係る訴え、請求の趣旨第2項(2)(予備的請求2)に係る訴え、請求の趣旨第6項、第10項及び第11項に係る各訴えと同文であるが、更に予備的請求として無効等確認の訴え(行訴法3条4項)を追加するものであるとする(控訴の趣旨変更申立書4ないし7ページ)。

(2) 控訴審において予備的請求として新たに追加された控訴の趣旨第2項(2)、

第3項(2)、第7項、第11項及び第12項に係る訴えは、いずれも裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらず、不適法であること

ア 一般に、行政争訟の制度・手続に関しては、特定人の権利利益の保護救済を目的とする主観争訟と、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とする客観争訟があり、客観争訟は「法律上の争訟」に含まれないため、法に特別の定めがない限り、司法審査の対象とはならない(裁判所法3条1項)。行訴法は、抗告訴訟(行訴法3条)、当事者訴訟(同法4条)、民衆訴訟(同法5条)及び機関訴訟(同法6条)についてそれぞれ規定しているが、その規定の内容に照らすと、抗告訴訟及び当事者訴訟を主観訴訟として、民衆訴訟及び機関訴訟を客観訴訟として、それぞれ位置付けている。無効等確認の訴えは抗告訴訟であり、「当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者」(行訴法36条)に原告適格を認めているから、個人の権利利益の保護救済を求める類型の訴訟として位置づけられていることが明らかである。

イ したがって、控訴人らが、控訴の趣旨第2項(2)、第3項(2)、第7項、第11項及び第12項に係る各訴え(予備的請求)について、これらを非申請型義務づけの訴え(行訴法3条6項1号)又は実質的当事者訴訟(行訴法4条後段)とするか、無効等確認の訴え(行訴法3条4項)とするかにかかわらず、上記各訴えは、いずれも国民の主観的な権利利益の保護救済を目的とする主観訴訟に当たり、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものでない場合には、当該訴えは「法律上の争訟」に当たらず不適法な訴えとなる。

ウ そして、原判決は、原審における請求の趣旨第1項(2)(予備的請求)に係る訴え、請求の趣旨第2項(2)(予備的請求2)に係る訴え、請求の趣旨第6項、第10項及び第11項に係る各訴えについて、いずれも、控訴人

らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であるとはいえず、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないものであり、不適法であるとしていずれも却下しているところ(原判決・30、31、33ないし36ページ)、上記判断はもとより正当である。そして、同判示は、結局、控訴人がこれと同一の根拠に基づき同一の審判を求めているにすぎない控訴の趣旨第2項(2)、第3項(2)、第7項、第11項及び第12項に係る各訴え(予備的請求)についても妥当する。

エ したがって、控訴審において予備的主張として新たに追加された控訴の趣旨第2項(2)、第3項(2)、第7項、第11項及び第12項に係る訴えは、いずれも裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらず、不適法である。

3 控訴審において予備的請求として新たに追加された控訴の趣旨第5項(2)①ないし⑦に係る訴えについて

(1) 控訴審において予備的請求として新たに追加された控訴の趣旨第5項(2)①ないし⑦に係る訴えの概要

控訴人らは、控訴の趣旨第5項(2)①ないし⑦に係る訴えは、公法上の法律関係に関する訴訟(行訴法4条後段)及び無効等確認の訴え(行訴法3条4項)であり、控訴の趣旨第5項(2)①ないし⑦記載の各特例承認されたワクチンについて、控訴人らを含む国民全員に対して接種される可能性があるため、その危険性から身を守るための妨害予防(接種回避)請求権があり、違法かつ危険な特例承認の無効確認を求める権利があるなどと主張する(控訴の趣旨変更申立書6ページ等)。

(2) 控訴審において予備的請求として新たに追加された控訴の趣旨第5項(2)①ないし⑦に係る訴えは、いずれも裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらず、不適法であること

前記(1)のとおり、控訴の趣旨第5項(2)①ないし⑦に係る訴えは、控訴人

らが「控訴人らを含む国民全員に対して接種される可能性」がある各特例承認されたワクチンの危険性から身を守る必要があるなどとして、控訴の趣旨第5項(2)①ないし⑦記載の各特例承認の無効確認を求めるというものであり、控訴人らが、控訴の趣旨第5項(2)①ないし⑦に係る訴えにおいて、裁判所に対し、上記の国民としての立場以上に進んで控訴人らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものでないことは、その主張自体から明らかである。

そうすると、控訴の趣旨第5項(2)①ないし⑦に係る訴えは、原判決が原審における請求の趣旨第4項(控訴の趣旨第5項(1)①ないし③に相当する)について「原告らの主張自体、原告らを含む全国民がワクチン接種による健康と生活等に対する被害を受けないためというものであり、原告らがいう被害も結局のところ国民全体の権利侵害や不利益をいうものであって、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。」とし、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないと判示したこと(原判決・34ページ)が同様に妥当する。

したがって、控訴の趣旨第5項(2)①ないし⑦に係る訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらず、不適法な訴えである。

4 結論

以上のとおり、控訴審で追加された主位的請求に係る訴え及び予備的請求に係る訴えは、いずれも不適法である。

第4 結論

以上のとおり、原判決の判断は正当であって、控訴人らの主張には理由がない。また、控訴審において追加された主位的請求に係る訴え及び予備的請求に係る訴えは、いずれも不適法である。したがって、本件においては、弁論を速

やかに終結し、本件控訴を棄却するとともに、当審において追加した主位的請求に係る訴え及び予備的請求に係る訴えをいずれも却下すべきである。

以 上

(別紙)

送達場所

住所

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第二合同庁舎

東京法務局訟務部

行政訟務部門 竹澤 宛て

電話 03-5213-1296

-1298

-1397

-1398

-1403

FAX 03-3515-7307

※ 宛先を手書きし、該当する番号に○印を付ける。